


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について					
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>組合の事務の効率化等のため、議員の定数及び選挙の方法を変更することから、規約の変更について協議の依頼があった。</p> <p>なお、本規約は、東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する事務を共同で処理するため、組織団体の協議により定められたものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 議員定数を10人（内訳として構成団体の長から5人、構成団体の議会議長から5人）から5人（内訳として構成団体の議会議長から5人）に変更する。</p> <p>② 選挙区を3選挙区から5選挙区に変更する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成28年3月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>一部事務組合の規約を改正するためには、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるものとされ、この協議については、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされている。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成28年第1回定例会に議案を提出したい。</p> <p>議決後、議決書の謄本を東京都市町村議会議員公務災害補償等組合へ提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。